

日 薬 発 第 262 号
令 和 3 年 2 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担 当 副 会 長 森 昌 平
(会 印 省 略)

医療用医薬品の供給不足に係る対応について
(ご報告)

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り昨年初頭来、後発医薬品を中心に製造上の不備等による製品の自主回収が頻発しており、また、直近ではイトラコナゾール錠へのリルマザホン混入事案により小林化工株式会社(以下、当該企業)のほぼ全ての製品が供給停止に至っております。

こうした状況を踏まえ本会では、限りある医薬品が必要な患者に過不足なく提供できるよう、代替品の必要数量以上の発注などを慎み、必要な場合には薬局間での医薬品の融通を行う等も含め地域の医療関係者が協力して、必要な患者の治療に支障が生じないよう適切な行動を会員に対してお願いするとともに、(一社)日本病院薬剤師会、(一社)日本保険薬局協会、(一社)日本チェーンドラッグストア協会に対しても同様の依頼をさせて頂いたところです(令和2年12月28日付日薬発第233号)。

それに関しまして、本会では、別添の通り(一社)日本医薬品卸売業連合会並びに日本製薬団体連合会に対して重ねての申し入れを行いましたので、取り急ぎご報告申し上げます。

別添

(写)

日 薬 発 第 259 号
令 和 3 年 2 月 4 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会

会 長 渡 辺 秀 一 殿

公益社団法人日本薬剤師会

会 長 山 本 信 夫

医療用医薬品の供給不足に係る対応について
(重ねてのお願い)

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り昨年初頭来、後発医薬品を中心に製造上の不備等による製品の自主回収が頻発しており、また、直近ではイトラコナゾール錠へのリルマザホン混入事案により小林化工株式会社(以下、当該企業)のほぼ全ての製品が供給停止に至っております。

現在、当該企業の製品のうち、特に影響の大きいものについては日本製薬団体連合会が医薬品供給調整スキームを発動するほか、製薬業界全体として医薬品の安定供給に向けた各種取り組みを行っていることと認識しておりますが、当該事案の影響範囲は予想を超えて広範囲にわたっており、直ちに十分な代替薬を確保することは容易でないものと思慮されます。

こうした状況を踏まえ当会では、限りある医薬品が必要な患者に過不足なく提供できるよう、代替品の必要数量以上の発注などを慎み、必要な場合には薬局間での医薬品の融通を行う等も含め地域の医療関係者が協力して、必要な患者の治療に支障が生じないよう適切な行動を会員に対して通知するとともに、(一社)日本病院薬剤師会、(一社)日本保険薬局協会、(一社)日本チェーンドラッグストア協会に対しても同様の依頼をさせて頂いたところです。

貴会におかれましても、既にこれらの背景を十分ご高察の上、必要な供給調整等に業界とし取り組んで頂いていることと存じますが、一方、薬局の現場からは「一部の薬局には通常通り納入されているようだが、自分の薬局はこれまで購入実績がないことを理由に納入を断られた」等といった苦情が本会にも寄せられています。

つきましては、これまでの取引実績等について配慮が必要なことは十分に理解できますが、製造元の製造・出荷停止という非常時にあたる点に鑑み「購入実績がない」等といった合理的とは思えない理由による供給制限等を行うことなく、当該事案に関係する医薬品の偏った流通が生じることのないよう、必要な患者に必要な医薬品を供給するという観点から、適切な供給体制の維持・確保を重ねてお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、日本製薬団体連合会に対しても同様の協力を依頼していますことを申し添えます。

(写)

日 薬 発 第 260 号
令 和 3 年 2 月 4 日

日本製薬団体連合会

会 長 手 代 木 功 殿

公益社団法人日本薬剤師会

会 長 山 本 信 夫

医療用医薬品の供給不足に係る対応について

(重ねてのお願い)

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り昨年初頭来、後発医薬品を中心に製造上の不備等による製品の自主回収が頻発しており、また、直近ではイトラコナゾール錠へのリルマザホン混入事案により小林化工株式会社(以下、当該企業)のほぼ全ての製品が供給停止に至っております。

現在、当該企業の製品のうち、特に影響の大きいものについては貴会が医薬品供給調整スキームを発動するほか、製薬業界全体として医薬品の安定供給に向けた各種取り組みを行っていることと認識しておりますが、当該事案の影響範囲は予想を超えて広範囲にわたっており、直ちに十分な代替薬を確保することは容易でないものと思慮されます。

こうした状況を踏まえ当会では、限りある医薬品が必要な患者に過不足なく提供できるよう、代替品の必要数量以上の発注などを慎み、必要な場合には薬局間での医薬品の融通を行う等も含め地域の医療関係者が協力して、必要な患者の治療に支障が生じないよう適切な行動を会員に対して通知するとともに、(一社)日本病院薬剤師会、(一社)日本保険薬局協会、(一社)日本チェーンドラッグストア協会に対しても同様の依頼をさせて頂いたところ です。

貴会におかれましても、既にこれらの背景を十分ご高察の上、必要な供給調整等に業界とし取り組んで頂いていることと存じますが、一方、薬局の現場からは「一部の薬局には通常通り納入されているようだが、自分の薬局はこれまで購入実績がないことを理由に納入を断られた」等といった苦情が本会にも寄せられています。

つきましては、やむを得ず当該医薬品の供給調整を行う場合であっても、必要な患者に必要な医薬品を供給するという観点から「購入実績の有無」等に関わらず、適切な納入体制確保について貴団体傘下の会員各位はもとより卸各社に対しても適切にご指導賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、(一社)日本医薬品卸売業連合会に対しても同様の協力を依頼していますことを申し添えます。